

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県社会福祉会館	設置年	昭和 61 年
所在地	秋田県秋田市旭北栄町1-5		
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会		
県所管課	地域・家庭福祉 課	調整・地域福祉 チーム	

1 施設の概要

設置目的	県内における社会福祉の推進								
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標								
	なし								
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの								
	なし								
施設の面積	敷地面積7,434.41㎡、建築面積2,926.65㎡、延床面積12,909.978㎡								
主な設置施設	貸会議室、貸事務室、体育館等								
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）							
	料金設定	別紙							
	サウンディング実施対象施設※								
	指定期間	R3.4.1 ～ R8.3.31							
	営業期間・時間	年末年始を除く午前9時～午後9時							
	(1)使用の許可、取消、制限、停止に関する業務 (2)施設及び設備の維持管理に関する業務 (3)社会福祉団体及び社会奉仕活動を行う者の活動に対する支援 (4)身体に障害のある者の健康の増進及びレクリエーションのための便宜の供与並びに相談 (5)その他、社会福祉会館の管理に関し必要と認める業務								
	自主事業の内容	福祉機器の展示・相談、教室（太極拳、ヨガ&ピラティス）、障害者施設生産物等の出店販売、特別支援学校生徒や近隣保育所園児の作品及び県障害者福祉展入賞作品等の展示							
直近3年の年間利用者数	R3	52,108 人		R4	68,289 人		R5	74,567 人	
直近3年の年間利用収入	R3	12,041 千円		R4	14,665 千円		R5	16,117 千円	
直近5年の収支決算(単位:千円)			R元	R2	R3	R4	R5		
収入 計			75,303	79,186	77,804	79,724	84,704		
利用料金収入			11,504	10,701	12,041	14,665	16,117		
指定管理料			63,798	68,484	65,762	64,250	64,250		
その他収入			1	1	1	809	4,337		
支出 計			74,931	80,129	78,287	80,144	86,346		
人件費			19,030	19,425	19,631	19,559	20,164		
光熱水費			21,825	20,325	23,288	28,038	33,367		
修繕費			5,012	4,374	3,007	2,873	2,355		
外部委託費			25,652	26,544	26,211	25,542	25,926		
その他経費			3,412	9,461	6,150	4,132	4,534		
差 引			372	▲ 943	▲ 483	▲ 420	▲ 1,642		

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度 の目標	利用者数 68,000人
--------------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績	74,567	達成率	109.7%	
	具体的な 取組と その効果	本館有料会議室、研修室等、展示ホールに加え、県心身障害者総合福祉センターの会議室もWi-Fi環境を整備し、オンライン会議等のインターネット環境の充実を図った。また、必要に応じてノートパソコン、Webカメラ等の貸出しを行った。さらに、昨年4月から10月にかけて秋田市内を中心に、約990ヵ所(内新規50ヵ所)の企業・団体を訪問開拓し有料会議室のPRに努めた。			
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	45,300	60,000	60,000	
	実績	53,241	52,108	68,300	
	達成率	117.5%	86.8%	113.8%	
令和6年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 75,000人			
	設定根拠	今年度の年間予約状況等を勘案し昨年度と同等とした。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

＜観点Ⅰ＞の評価

評価 欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
	県 (所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	86.2%		
	具体的な 取組と その効果	窓口での対応の他に、「御意見箱」を設置し(4箇所)、利用者の苦情・要望・意見などを把握した。また、入居団体・障害者団体からの要望をアンケートや受付窓口等で随時行い、その要望事項を次年度へ向けた大規模修繕工事等に繋げた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	90.5%	91.7%	88.8%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
	県 (所管課)	B	日々利用者の要望に対して丁寧に対応していただき、満足度80%を超えてはいるが、細々した修繕も含め館内の設備更新に関しては、長らく要望があったものに対し、ようやく対応できている状況のものもある。設備以外にも満足度が年々低下してきている要因を見極め、利用者の安全を重要視した上で速やかに改善・対応願いたいことから、B評価とした。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	電気及び重油使用料金が高騰した中で、電気量及び重油量の削減等経費低減に努めたが、猛暑の影響等もあり令和4年度対比で、電気使用量は4%(22,884Kw/h)の増加に抑えたが、重油使用量は13%(12,532ℓ)の増加となった。
	具体的な 取組と その効果	会館管理担当職員と設備委託業者が連携し、契約ワット数を超過しないようデマンド監視装置で確認しながら、会議室等の利用終了時には速やかに照明及び空調を停止し、1階エントランスホールの空調及び利用者専用エレベーター2基中1基は必要時以外停止した。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	利用料収入では、5年度の秋田県社会福祉会館管理運営費収支予算計画に対して、約310万円の増収となった。
	具体的な 取組と その効果	新規利用者獲得のための企業・団体等への訪問開拓等を増やした結果、新規利用者42件(約1,800人)の獲得に繋がったことが大きな効果と思われる。また、会場レイアウトについても事前に要望があれば会館管理担当職員が要望に応え設営した(8割以上会場レイアウト要望有り)。

＜観点Ⅲ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	
	県 (所管課)	A	物価や燃料が高騰し、災害や猛暑に見舞われた中で、電気や重油の使用量の増加を最小限に抑止したことは評価できる。 また、地道なPR活動が着実に集客に結びついており、収入の大幅な増加となったことも評価できるため、A評価とした。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	※別紙実績報告書による
--------------	-------------

＜観点Ⅳ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	C	太極拳・ヨガピラティスに加え新たに福祉会館最新介護機器等展示会を実施した。また大規模修繕については、安全・安心を第一に設備委託業者からの意見も参考に危険箇所から優先順位を設け修繕に取り組んだ。小破修繕については、年々老朽化していく中で予算が減少し計画的な修繕には至らなかった。また、各会議室の備品(老朽化している机・椅子等)についても予算不足のため、計画的な購入は出来ず、利用者から苦情も受けた。
	県 (所管課)	B	Webカメラ貸し出しやWi-Fiの設置等、現代のニーズに応える形で取り組みがされており評価できる。安全面に関しては、老朽化してきている建物の中で今後修繕が必要な箇所をきちんと把握できており、限られた予算の中で利用者の安全を確保するために必要な管理と修繕はできていると判断し、B評価とした。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
施設の持ちうる機能を活用し、多くの住民や福祉関係団体に認知され、利用していただいている。障害者や高齢者の社会参加を促進する拠点として、地域福祉の推進に大きく寄与している。
○施設運営の課題
建物が老朽化していることから、利用者の安全を脅かすことのないよう、普段からの点検の徹底、定期的な機器の更新が必要である。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
利用料収入の増収に向けて取り組む姿勢はこれまでと変わらないが、利用者の安全と利便性、満足度をより高めていくため、広く意見を聴取し、施設運営へ反映する。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）